

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 28 日

関係団体 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の廃止について

平素から介護保険行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和 5 年 4 月 27 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について」が決定され、別添のとおり、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より事務連絡が発出されたところです。

貴会におかれましては、別添の内容について御了知いただくとともに、会員各位へ周知いただきますようお願い申し上げます。

【別添】

「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の廃止について」（令和 5 年 4 月 27 日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）

基本的対処方針が廃止されることについて、所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いします。

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 27 日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の廃止について

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について」が決定されましたので、別紙のとおりお知らせします。

各府省庁におかれましては、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いいたします。

(別紙) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括 2 班）

担当者：入野、鈴木、岡島、柴山、伊原

直通 03 (6257) 1309

e-mail g.sinnngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

令和 5 年 4 月 27 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症（COVID－19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和 5 年 5 月 7 日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月 8 日に同法の 5 類感染症に位置付けられることとなった。

このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、令和 5 年 5 月 8 日に廃止する。